平成２１年（フ）第２６７８号
名古屋市南区松池町２丁目42番地　大磯ビル２Ｄ号
債務者　今枝カヅヨ
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８５号
愛知県犬山市大字犬山字南古券134番地
債務者　熊澤　秀幸
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８２号
島根県安来市広瀬町町帳22番地１　栄町ハイツ635
債務者　小藤　宗相
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３７号
愛知県豊田市美和町３丁目25番地　県営２―108号
債務者　向井ツヨノ
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
栃木県足利市堀込町2556番地　セレッソ・コート310
債務者　中山　重男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１６７号
栃木県足利市朝倉町733番地35　シーズガーデン足利901
債務者　安藤　政芳
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月11日午前11時45分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第５３２号
静岡県浜松市中区泉３丁目20番11号
債務者　古橋　清美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
静岡県浜松市北区初生町987番地の５
債務者　渡邉　京子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５３号
静岡県磐田市福田5486番地15、前住所神奈川県横浜市青葉区しらとり台54番地６プルミエールしらとり201号
債務者　浅山　明宏
1　決定年月日時　平成21年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止の取消決定確定及び破産手続開始に伴う事項の決定

次の破産事件について、当裁判所が平成21年９月18日午後５時の破産手続開始決定と同時にした破産手続廃止決定を取り消し、同決定は平成21年10月26日に確定したから、破産法216条６項、31条によって次のとおり決定する。なお、破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２４８１号
神奈川県鎌倉市寺分448番地　市営深沢第１住宅１号
破産者　関口　義兼
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
3　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
4　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年１月25日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成１９年（フ）第３７６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字槻下12番地
破産者　有限会社ワイエー建設工業
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７３６号
福岡市城南区樋井川３丁目５番６号
破産者　株式会社クラハシ
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第５６１号
仙台市若林区中倉３丁目18番７号
破産者　株式会社パラマウントスポーツ
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１９８号
富山県高岡市荒見崎120番地
破産者　月安建設株式会社
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第１０２８号
岡山県赤磐市桜が丘東４丁目４番地の252
破産者　株式会社オカヤマ商事
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１号
福島市大波字姥ヶ懐４番地
破産者　有限会社加藤土木工業所
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所